

# 第2次さいたま市環境基本計画の中間見直しについて

---

環境局環境共生部

- ・環境総務課
- ・環境対策課
- ・ゼロカーボン推進戦略課

「第2次さいたま市環境基本計画」の中間見直しによる

1. 「第2次さいたま市環境基本計画」改定素案
2. 「さいたま水と生きものプラン」改定素案

についてご審議いただくもの

# 1. 「第2次さいたま市環境基本計画」改定素案（概要）について

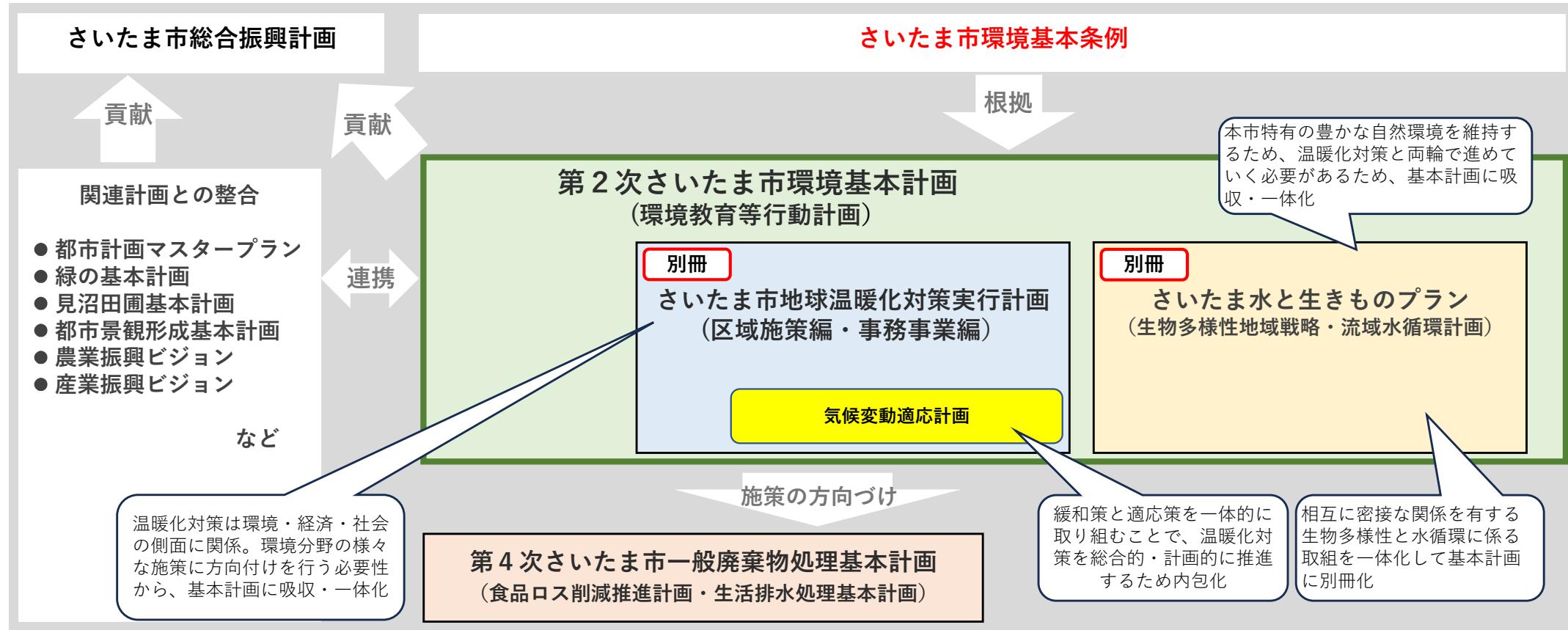
- 
- (1) 計画体系の見直し
  - (2) 計画内容の見直し

## (1) 計画体系の見直し

# (1) 計画体系の見直し①

## 「第2次さいたま市環境基本計画」（現行計画）及び関連する各計画の体系

「第2次さいたま市環境基本計画」（令和3年3月）は、環境の保全・創造に関する施策を総合的・計画的に推進するための総合計画



## 同計画の計画期間

令和3年度から令和12年度までの10年間

計画期間の中間時期（令和7年度）に、環境分野の国内外の動向や本市を取り巻く状況を踏まえ中間見直しを実施



# (1) 計画体系の見直し②

## 「第2次さいたま市環境基本計画計画」（現行計画）を取り巻く国際社会及び国の動向

### ●温暖化対策

- 気候変動に関する政府間パネルが「第6次評価報告書」を策定（令和3年～令和5年）。  
「産業革命以前と比較して世界全体の気温上昇を1.5°Cに抑制するために、2030年までに温室効果ガスの大幅削減が必要」と提言
- 国が新たな「**地球温暖化対策計画**」を策定（令和7年2月）。従前の2030年度目標値に加え、新たに「**2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す。**」を設定

### 本市の対応の方向性

①世界的・国家的目標を踏まえ、従前の**施策・取組の更なる多様化・専門詳細化**

### ●生物多様性保全施策

- 2021G7コーンウォール・サミットにおいて、G7首脳共同声明附属文書として「G7 2030年自然協約」に合意（令和3年6月）。30by30目標へのコミットを確認
- 生物多様性条約COP15において「**昆明・モントリオール生物多様性枠組**」が採択（令和4年12月）。**30by30目標がグローバルターゲット化**
- 国が「**生物多様性国家戦略2023－2030**」が閣議決定（令和5年3月）。**「2030年ネイチャー・ポジティブ」**の実現のための目標の一つとして**30by30目標を位置づけ**

②確実な目標達成に向けた**進捗管理の徹底**

### ●水循環施策

- 国が「水循環基本計画」を改定（令和4年、令和6年）。
  - 令和4年改定において、地下水マネジメントを一層推進するため、「**地下水の適正な保全及び利用**」を流域マネジメントの一環として重点取組事項に位置付け
  - 令和6年改定において、「**代替性・多重性等による安定した水供給の確保**」、「最適で持続可能な上下水道への再構築」、「2050年カーボンニュートラル等に向けた地球温暖化対策の推進」、「健全な水循環に向けた流域総合水管理の展開」が重点取組事項とされ、政府が総合的・計画的に講すべき10の施策を設定

### ●気候変動適応策

- 国が「**気候変動適応計画**」を策定（令和3年10月）。国、自治体等各主体の基本的役割や、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込むこと等7つの基本戦略を提示

### ●循環型社会形成

- 国が「**第5次循環型社会形成推進基本計画**」を策定。循環経済（**サーキュラーエコノミー**）への移行を重要政策課題と位置付け

国の動向を注視しつつ、引き続き、講すべき**施策・取組の方向性の具体化**に向けた検討

## 「第2次さいたま市環境基本計画」及び関連する各計画の体系見直し

以上を踏まえ、全体の計画体系を次のとおり見直す。

### ▶温暖化対策、生物多様性保全施策、水循環施策

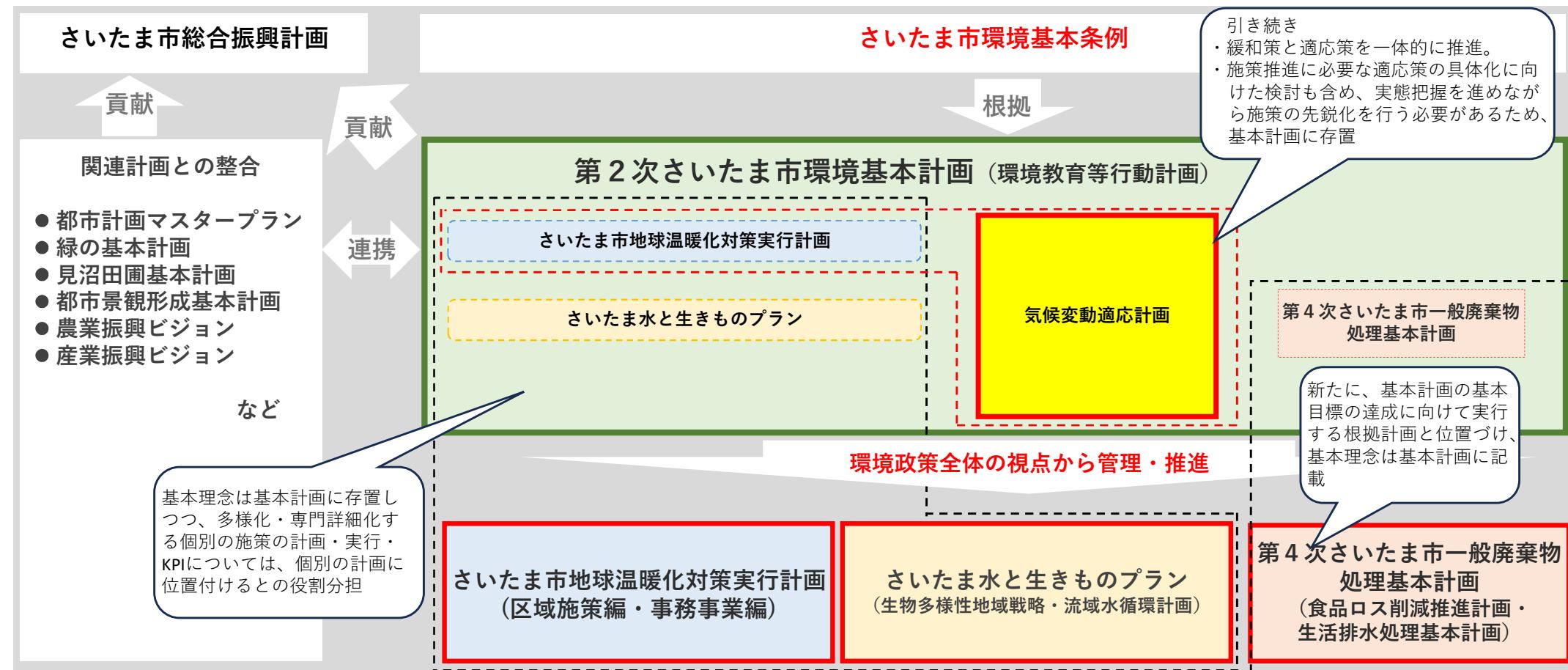
- ・基本理念を環境基本計画に存置し、同計画による進捗管理も行うことで全体の整合性を確保しつつ、従前の施策・取組が更に多様化・専門詳細化することになる点を踏まえ、個別具体的な施策・取組及びその評価指標の設定等については、基本計画から切り出し、それぞれの個別計画に位置付ける。

### ▶気候変動適応策、循環型社会形成

- ・講すべき施策・取組の方向性について、引き続き、様々な分野に係る施策との調整を図りながら、具体化に向けた検討を行う必要がある点を踏まえ、環境基本計画に位置付ける。

### ▶廃棄物対策

- ・非常に重要な分野である点を踏まえ、環境基本計画による進捗管理も行うことで、環境政策全体の整合性を高める。



## (2) 計画内容の見直し

## (2) 計画内容の見直し①

### 「第2次さいたま市環境基本計画」の計画内容の見直し（全体像）

令和3年3月策定以降の社会経済情勢の変化を踏まえ、計画体系の見直し（前述）や時点修正を行うとともに、各基本目標並びに関連する施策の柱及び各施策について所要の見直しを行う。

現行計画	見直し後計画	見直し概要
第1章 計画の基本となる事項 (略)	第1章 計画の基本となる事項 (略)	(計画体系の見直し) 【前述】
第2章 さいたま市を取り巻く環境の現状と課題 (略)	第2章 さいたま市を取り巻く環境の現状と課題 (略)	時点修正
第3章 望ましい環境像と基本目標 (略)	第3章 望ましい環境像と基本目標 (略)	時点修正
第4章 施策の展開 1 施策体系 2 施策 基本目標1～5	第4章 施策の展開 1 施策体系 2 施策 基本目標1～5	基本目標2については循環経済への移行を、 基本目標3についてはネイチャーポジティブ及び健全な水循環の実現を、それぞれ目指すものとして一部改定
第5章 重点施策 (略)	第5章 重点施策 (略)	時点修正
さいたま市地球温暖化対策実行計画 【包含】 第1章～第8章 (略) 第9章 さいたま市気候変動適応計画 第10章・第11章 (略)	第6章 施策の推進 1 基本目標2 2 基本目標4 3 基本目標5	基本目標及び計画体系の見直し等を踏まえ、 ・施策の柱及び施策の見直し ・施策を直接管理・推進する計画を整理
第6章 計画の推進 (略)	第7章 さいたま市気候変動適応計画	(計画体系の見直し ⇒ 気候変動適応計画のみ存置) 【前述】
さいたま水と生きものプラン 【包含】 (略)	第8章 計画の推進 (略)	(計画体系の見直し) 【前述】

P.10において、基本目標、施策の柱及び施策の改定並びに施策を管理・推進する計画についての全体像を整理

## (2) 計画内容の見直し②

10

### 「第2次さいたま市環境基本計画」（中間見直し）に規定する基本目標、施策の柱及び管理・推進する施策

基本目標	施策の柱		施策	一部の施策を他の 計画で管理・推進	
<b>基本目標1</b> 地球温暖化の問題に地域から行動し、脱炭素社会を実現する  <b>重点施策1</b> 地域循環共生圏 <b>重点施策2</b> スマートシティ	1-1	省エネルギー化の推進	全項目		
	1-2	持続可能なエネルギー政策の推進			
	1-3	環境未来都市の実現			
	1-4	気候変動への適応			
<b>基本目標2</b> ともに取り組み、参加する、めぐるまち（循環型都市）を創造する  <b>重点施策3</b> ごみの3R <b>重点施策4</b> 廃棄物処理体制	2-1	循環型社会【社会経済システム】の確立 3Rの推進による廃棄物の減量	2-1-1～2-1-4 サーキュラーエコノミー産業廃棄物の3Rの推進	<b>さいたま市地球温暖化対策実行計画</b> (区域施策編・事務事業編)  • 第4次さいたま市一般廃棄物処理基本計画 • さいたま市災害廃棄物処理計画	
	2-2	循環型社会【廃棄物処理システム】の確立 廃棄物の循環利用と適正処理の推進	2-2-1～2-2-4 産業廃棄物等の適正処理循環利用の推進 2-1-1～2-1-3, 2-2-1～2-2-3, 2-2-5 (一般廃棄物・災害廃棄物関係)		
	3-1	生物多様性健全な生態系と水循環の保全と再生	全項目		
	3-2	自然資源を活用した課題解決と行動変容の促進 緑の保全と創出			
<b>基本目標3</b> ネイチャーポジティブと健全な水循環の実現 自然と共生し、多様なまちが息づくまちを実現する  <b>重点施策5</b> エコロジカル・ネットワーク	3-3	水環境の保全と活用様々なステークホルダーの協働による活動の推進			
	4-1	大気質の保全・交通環境対策	4-1-1 大気汚染物質対策の推進 4-1-2 交通環境対策の推進 4-1-3 騒音・振動・悪臭対策の推進 4-1-4 化学物質対策の推進	<b>さいたま水と生きものプラン</b>  行動変容を促進	
	4-2	水質の保全	4-2-1～4-2-4 (水質の保全関係)		
	4-2 4-3	景観の保全	4-2-14-3-1 都市景観の保全 4-2-24-3-2 歴史的・文化的環境の保全		
<b>基本目標5</b> 安全で誰もが暮らしやすい生活環境を実現する  すべての主体が手を取り合い、環境の保全と創造に意欲的に取り組むまちを実現する  <b>重点施策6</b> 環境教育活動	5-1	環境教育・環境学習の推進	5-1-1 学校における環境教育・環境学習・情報発信の推進 5-1-2 公民連携による環境に配慮した行動の推進 5-1-3 市民が取り組む環境活動の推進 5-1-4 気候変動に伴う様々な影響への適応策の推進		
	5-2	事業者との協働による環境保全活動の促進	5-2-1 環境保全の取組の推進 5-2-2 國際協力の推進		

(注) 赤字：加除修正  
■：変更後の文言

### 各基本目標及び施策体系の見直し（基本目標2、基本目標3）

#### ○本市の課題

- ・3Rの推進等について、現状環境分野に特化した産業廃棄物処理業者との連携が多く、製造業など経済分野との結び付きが弱いことから、分野を横断した市内産業業者等に対する情報共有や、マッチングなど行う必要がある。

#### 基本目標2 ともに取り組み参加するめぐるまち（循環型都市）の創造

- ▶循環経済の観点を取り入れるとともに、中間見直しによる一般廃棄物処理基本計画等の位置づけと整合させるもの。

2-1 資源循環型【社会経済システム】の確立

→ サーキュラーエコノミーの推進

周辺自治体との連携、市内事業者に対する情報提供・啓発、市民への普及啓発

2-2 資源循環型【廃棄物処理システム】の確立

→ 産業廃棄物等の適正処理の推進

排出事業者・処理業者への適正処理指導等、不法投棄対策・不適正処理業者指導、有害廃棄物対応、再生資源物屋外保管業者等への適正処理指導

目標指標	計画目標	目標指標	計画目標
2-1 サーキュラーエコノミーに係るイベント等によるマッチング機会創出の回数	2回 (令和12年度)	2-2 不法投棄情報通報協定件数	100件 (令和12年度)

#### ○本市の課題

- ・本市内の森林と耕作地の面積は減少傾向にあり、樹林は約40%以上(2015年比)減少している。ネイチャーポジティブの実現には、水と緑がまとった環境が残る地域で生態系の保全が図られるため、自然保護を含めた生物多様性の取組を推進していく必要がある。

#### 基本目標3 ネイチャーポジティブと健全な水循環の実現

- ▶健全な生態系等の保全、グリーンインフラの活用、ネイチャーポジティブ経済への移行など、生物多様性の取組を推進するもの。

3-1 健全な生態系と水循環の保全

3-2 自然資源を活用した課題解決と行動変容の促進

3-3 様々なステークホルダーの協働による活動の推進

計画体系の見直しにより、施策は全て「さいたま水と生きものプラン」により  
管理・推進

### 各基本目標及び施策体系の見直し（基本目標5）

#### ○本市の課題

- 市民アンケートにより、「地球温暖化対策を行っていない」市民が5割を超えており、9割以上の市民が「イベントや講座など環境について学習していない」と答えており、環境学習について全庁を横断した取組や企業と連携した普及推進活動は必要不可欠である。

#### 基本目標5 すべての主体が手を取り合い、環境の保全と創造に意欲的に取り組むまちを実現する

▶ 市民が環境分野に触れる機会を増やすことによる行動変容や、事業者と連携・協働した保全活動・国際協力を推進するもの。

##### 5-1 環境教育・環境学習の推進

###### 環境教育・環境学習・情報発信の推進

学校における環境教育・環境活動への支援、市民への環境教育・環境活動の促進、環境に関する情報発信の促進

###### 公民連携による環境に配慮した行動の推進

環境学習の支援

###### 市民が取り組む環境活動の推進

市民が体験を共有できる環境活動の促進や地域課題を通じて環境への意識を共有できる場の創出

###### 気候変動に伴う様々な影響への適応策の推進

災害の激甚化・頻発化などの影響に対する適応策の啓発

##### 5-2 事業者との協働による環境保全活動の促進

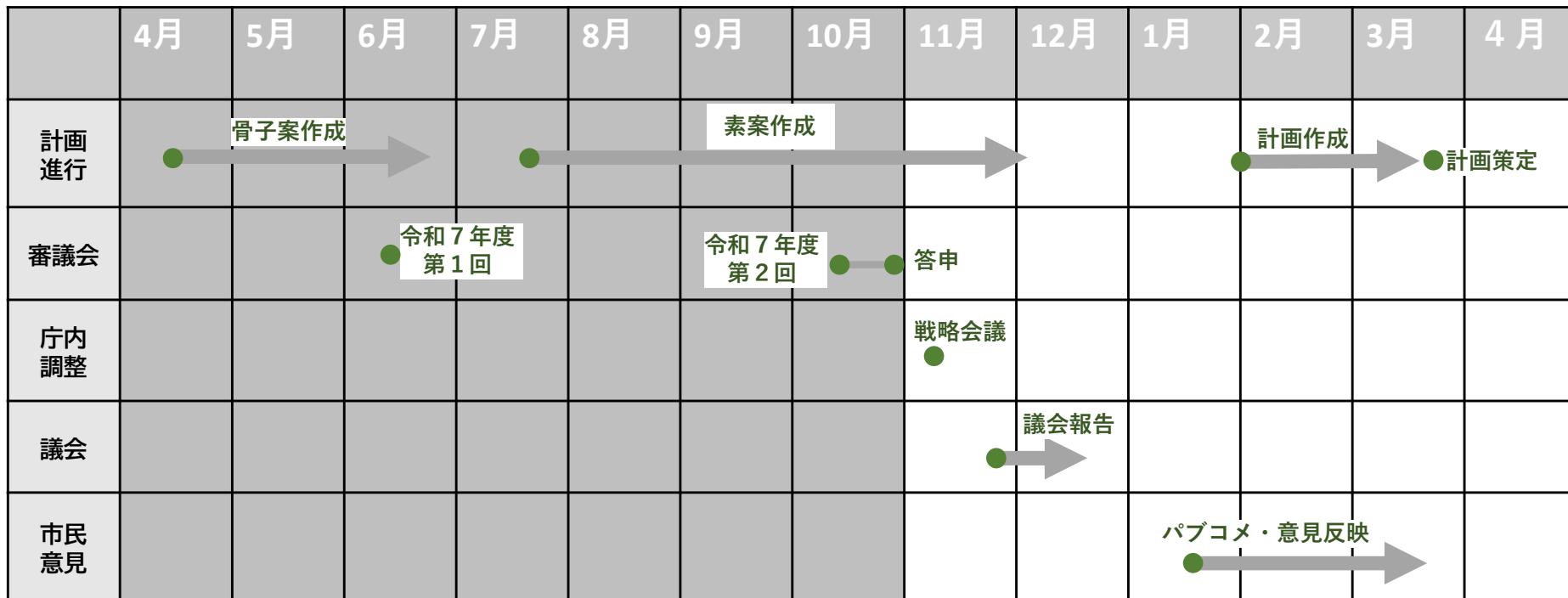
###### 環境保全の取組の推進

事業者への活動支援、事業者の環境配慮の促進

###### 国際協力の推進

本市の取組の海外への発信、環境保全技術等の途上国等への提供

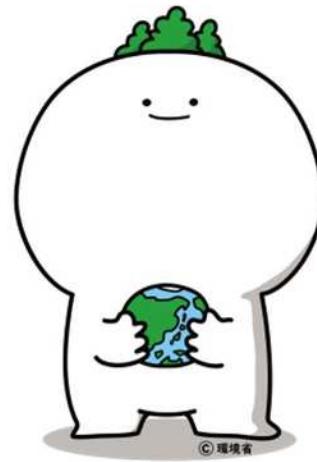
目標指標	計画目標	目標指標	計画目標
5-1 環境イベント来場者数	4,100人 (令和12年度)	5-2 SDGs認証企業が設定するチャレンジSDGsの達成率	55% (令和12年度)
5-1 市と事業者が連携して実施する公民連携による環境教育の回数	10回 (令和12年度)		
5-1 地域課題を通して環境について地域で考える機会の創出	3回 (令和12年度)		



※個別計画化した「さいたま市地球温暖化対策実行計画」及び「さいたま水と生きものプラン」についても同様

<今後の予定>

- 11月10日(本日) 戦略会議
- 11月下旬～ 12月議会報告
- 1月上旬～3月中旬 パブコメ・意見反映
- 3月下旬 計画策定



「ネイチャーポジティブ」イメージキャラクター  
**だいだらポジー**  
DAIDARAPOSIE

## 2. 「さいたま水と生きものプラン」改定素案（概要）について



桜環境センター



大宮南部  
浄化センター



見沼田園  
周辺斜面林

# 1. 生物多様性保全・水循環施策の国内外の動向

15

## 生物多様性保全施策

### 昆明・モントリオール生物多様性枠組（COP15：2022年）

生物多様性の急速な損失 ⇒ 愛知目標の2050年ビジョン（自然と共生する世界）達成に向けた2030年ミッションの設定

2030年ミッション：ネイチャーポジティブ（※）の実現

※生物多様性の損失を止め、回復軌道にのせること

#### 生物多様性国家戦略 2023-2030 の策定（令和5年）

国際的枠組を達成に向けて、2030年目標・施策を新たに設定し、日本が取り組むべき事項を掲げる

（例）生態系の健全性の回復、生物多様性の価値の認識と行動、30by30ロードマップ（自然共生サイト認定制度）

#### 地域生物多様性増進法の施行（令和7年4月）

企業等による地域における生物多様性の増進活動を促進するため自然共生サイトの制度化及び地方公共団体の役割の明確化

（例）区域の状況に応じた施策の推進、増進活動計画等の作成、地域生物多様性活動支援センターの開設

## 水循環施策

### 水循環基本法の改正（令和3年6月）

- ・国・地方公共団体の責務に「地下水の適正な保全及び利用に関する基本施策」が含まれることを明確化。
- ・基本施策に「地下水の適正な保全及び利用」の規定の追加

### 水循環基本計画の見直し（令和4年・6年の2回）

R4 ・地下水データベースの構築

・地下水マネジメント推進プラットフォームの設立・運用

R6 ・安定した水供給の確保・持続可能な上下水道への再構築

・地球温暖化対策の推進・流域総合水管理の展開

## 本市の取組の方向性

- ・2030年のネイチャーポジティブ実現と健全な水循環（特に地下水の保全）などの新たな環境の課題に対応
- ・生物多様性や水環境は地域固有のものとして地方自治体の役割が明確化されたため、本市の地域特性を踏まえた取組を強化

## 2. さいたま市総合振興計画及び新実施計画（案）との整合

16

### ネイチャーポジティブ実現に向けた計画の改定

『総合振興計画（令和7年度改定）』では、ネイチャーポジティブの取組の必要性を「基本計画」で明確化し、「実施計画」では、既存の生物多様性の保全と水循環の施策について一つに整理・統合し、事業を新設・拡大。  
⇒ 『第2次さいたま市環境基本計画』及び『さいたま水と生きものプラン』においても、2050年を見据えた、2030年までの目標として「ネイチャーポジティブと健全な水循環の実現」を新たに設定。

#### 新基本計画

##### 重点戦略1 戦術1

ゼロカーボンシティの実現と豊かで多様な自然環境の未来への継承

##### ◆重点ポイント

- ・**ネイチャーポジティブ実現**に向けた首都圏有数の自然環境の保全・活用

#### 新実施計画（案）

02-3-1

01

##### ネイチャーポジティブの実現 に向けた生物多様性の保全の推進

事業  
内容

・連携増進活動協議会を設置し、公民学連携による自然共生サイト認定に向けた取組（施策の柱1へ）

・人材育成プログラムと環境学習コンテンツによる、市民への意識醸成のためのイベントや講座の実施（施策の柱2へ）

・地域生物多様性増進法に基づく地域生物多様性増進活動支援センターを運営（施策の柱3へ）

その他3つの事業（旧計画からの引継ぎ等）

#### さいたま水と生きものプラン改定（案）

##### ポイント① 3本の「施策の柱」における主要事業

###### 基本目標 ネイチャーポジティブと健全な水循環の実現

###### 施策の柱1 健全な生態系と水循環の保全

生物多様性の維持・回復・創出、健全な水循環と安全で美しい水の確保

【主要事業】**自然共生サイトの認定支援・促進**（新規）⇒ p.4参照

###### 施策の柱2 自然資源を活用した課題解決と行動変容の促進

自然の機能を活かした社会活動の解決、ネイチャーポジティブ経済の実践、水・生きものの恵みを実感した行動

【主要事業】**生きものモニタリング事業**（拡大）⇒ p.5参照

###### 施策の柱3 様々なステークホルダーの協働による活動の推進

水循環・生物多様性に向けた広域的な連携・協働

【主要事業】**生物多様性活動支援センターの開設**（新規）⇒ p.6参照

##### ポイント② エリア別計画の策定

- 3本の「施策の柱」に基づく各施策を、「荒川」「市街地」「見沼田園」「元荒川」の4エリアごとに展開し、各エリアの施策の方向性に従ったマネジメントを展開

### 3. ポイント① 3本の「施策の柱」における主要事業

17

#### 施策の柱1 健全な生態系と水循環の保全

課題：市内保護エリアが7.6%

対応の方向性：既存の自然共生サイト3か所<sup>(※)</sup>に加え、民有地エリアも含めた保護区域エリアの更なる拡大

##### 主要事業 自然共生サイトの認定・管理に向けた取組の推進、支援（新規）

###### ※自然共生サイト

環境省が認定する「民間の取組等により生物多様性の保全が図られている区域」

〈市内：3か所〉

「桜環境センター」

「大宮南部浄化センター」

「見沼田圃周辺斜面林（埼玉県申請）」



目標指標	計画目標
「維持型・回復型・創出型」自然共生サイトの申請に向けた計画策定数	8件 (令和12年度)

### 3. ポイント① 3本の「施策の柱」における主要事業

18

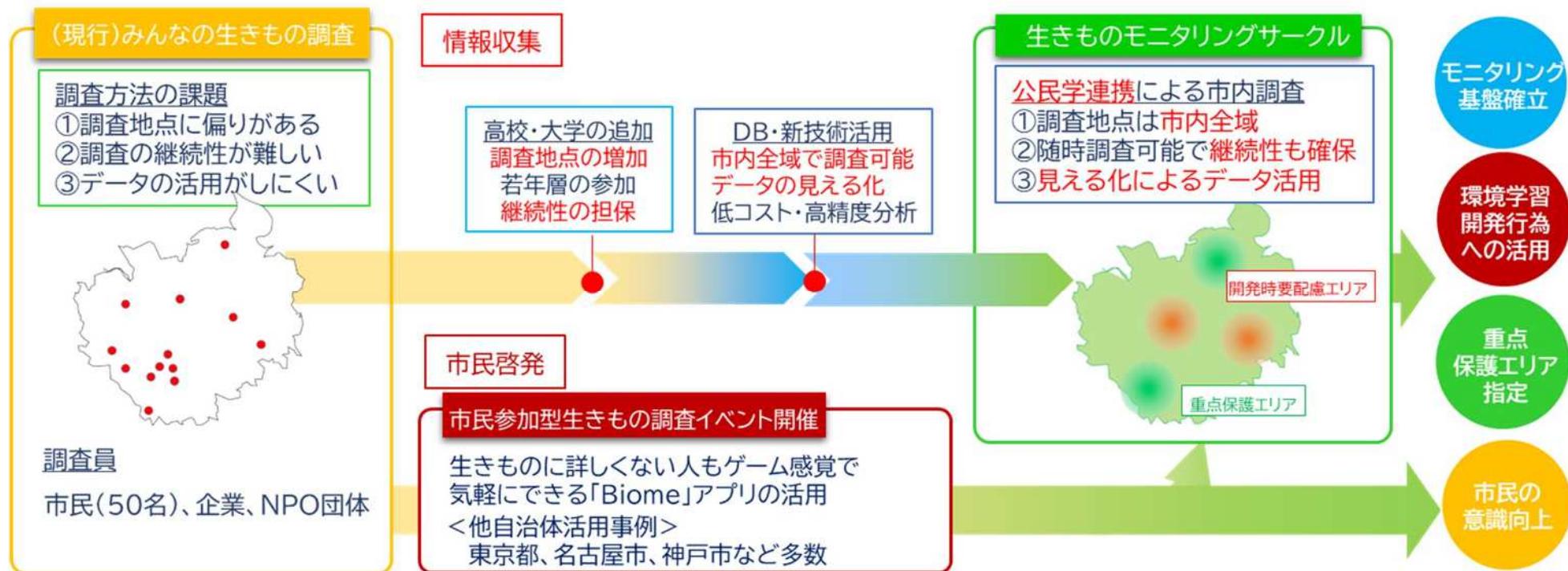
#### 施策の柱2 自然資源を活用した課題解決と行動変容の促進

課題：継続的に従事する調査員の確保、データ利活用の促進

対応の方向性：生物多様性に関する市民の参加意識の向上

(取組例) 『生きものデータベース(DB)』の活用、環境DNAやドローン技術等の新技術導入、モニタリング調査の継続・強化、みぬま見聞館の拠点化・市民参加型体験イベントの開催

#### 主要事業 生きものモニタリング事業（拡大）



目標指標	計画目標
生きもの調査に参加した市民の延べ人数	600件 (令和12年度)

### 3. ポイント① 3本の「施策の柱」における主要事業

19

#### 施策の柱3 様々なステークホルダーの協働による活動の推進

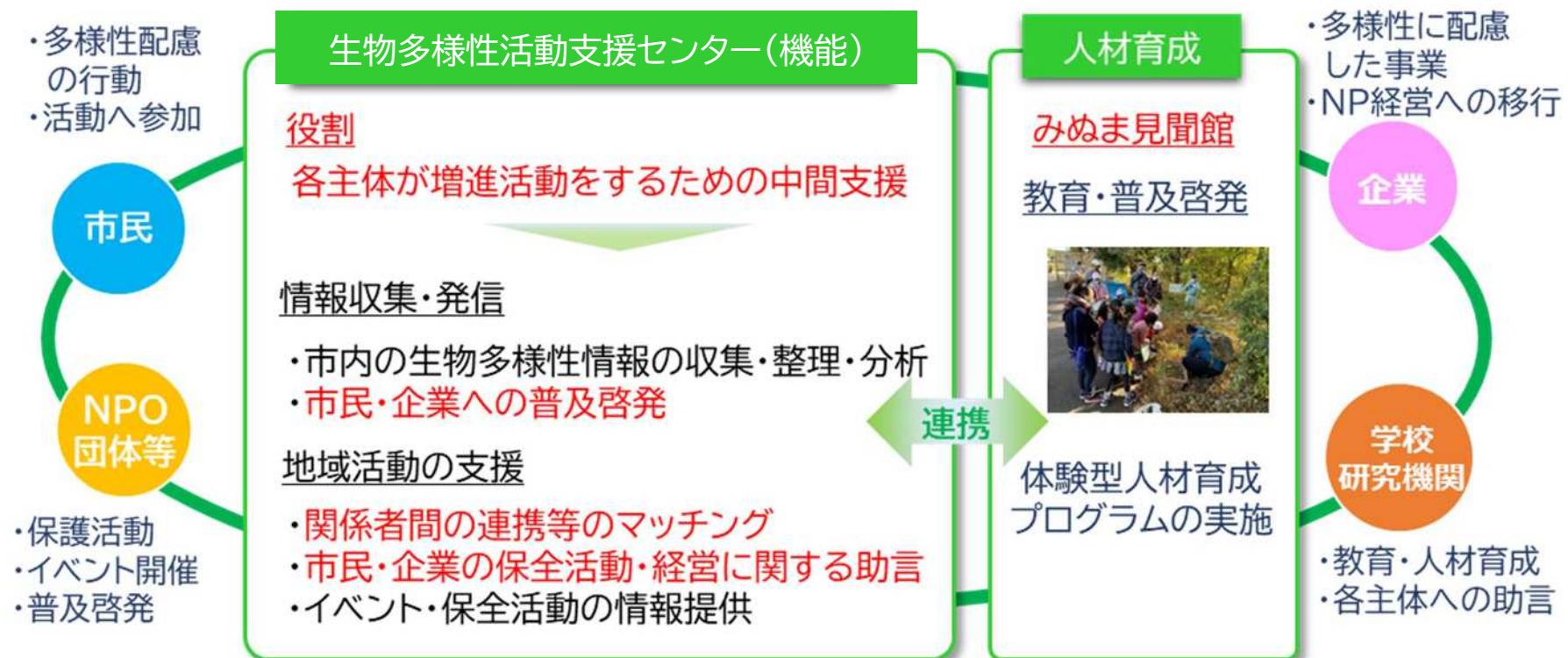
課題：保全活動の重要性は理解しつつ、行動に移す市民・企業数の少なさ

対応の方向性：『生物多様性活動支援センター（※）』を開設し、各主体への支援を実施

※新たな施設を整備するものではなく、府内体制の中で機能としての設置を想定

⇒市民・団体の増進活動等への積極的参加や企業のネイチャーポジティブ経営の機会の創出

#### 主要事業 生物多様性活動支援センターの開設（新規）



目標指標	計画目標
生きもの調査や保全活動に参加した企業・団体の数	70団体 (令和12年度)

### 3. ポイント① 3つ施策の柱における主要事業

20

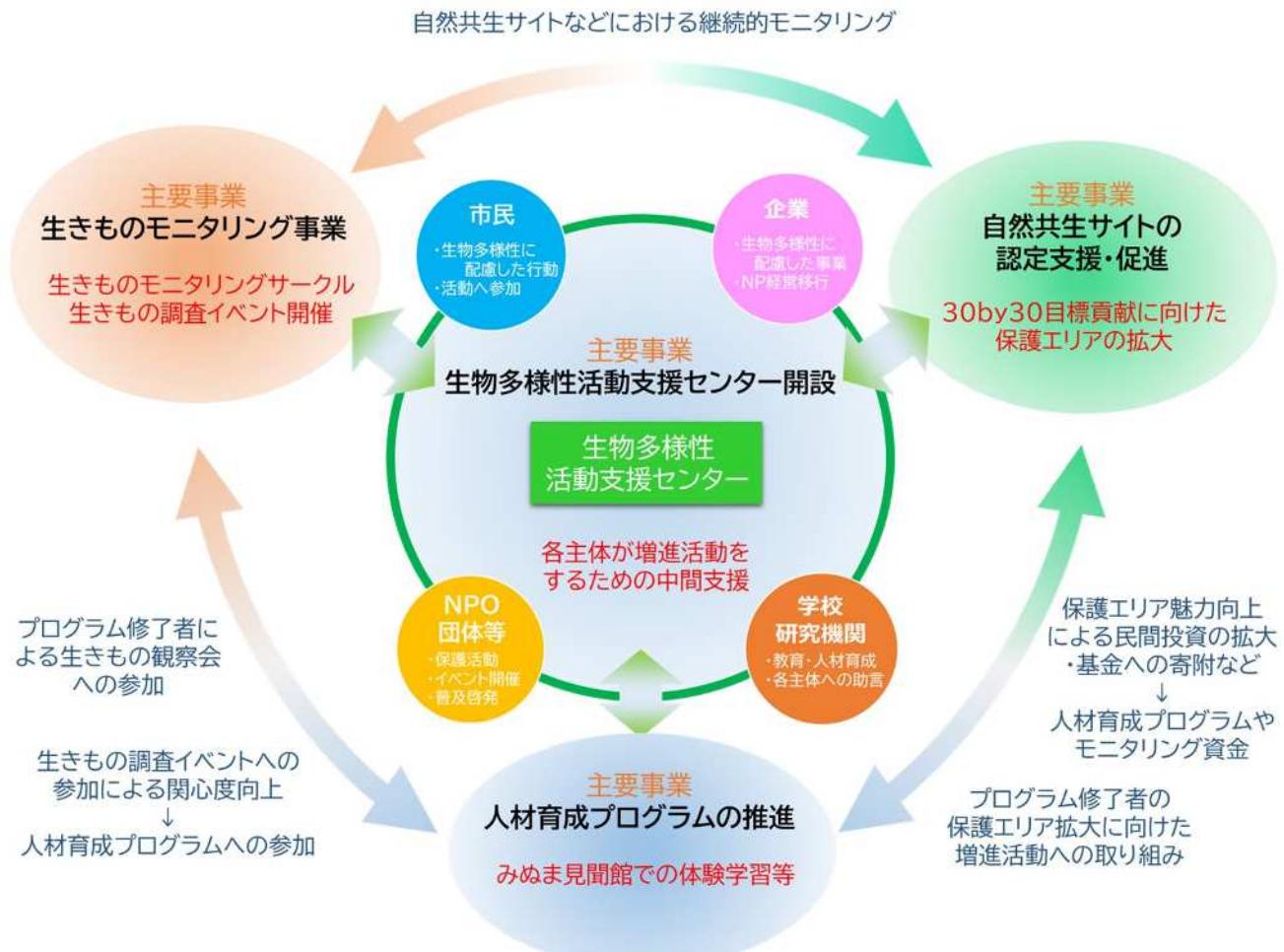
#### 各主要事業のつながり

##### 新設「生物多様性活動支援センター」の中間支援がもたらす様々な主体への効果(行動変容)

- ・自然共生サイト認定申請に必要なノウハウを提供 ⇒ 市民・企業等が知見を得ることにより、新たな指導者を創出
- ・モニタリングサークルの立上げ、イベント実施等 ⇒ 生物多様性保全への関心を高め、モニタリング調査への参加を促進

##### センターの中間支援により様々な主体がもたらすセンターへの貢献効果(センター補完効果)

- ・モニタリング調査員による継続的な調査の実施 ⇒ 調査データを活用した生きもの分析の高度化、情報発信の充実
- ・人材育成プログラムの実施 ⇒ 育成された人材による主体的な取組が間接的にセンター運営を支える役割として寄与



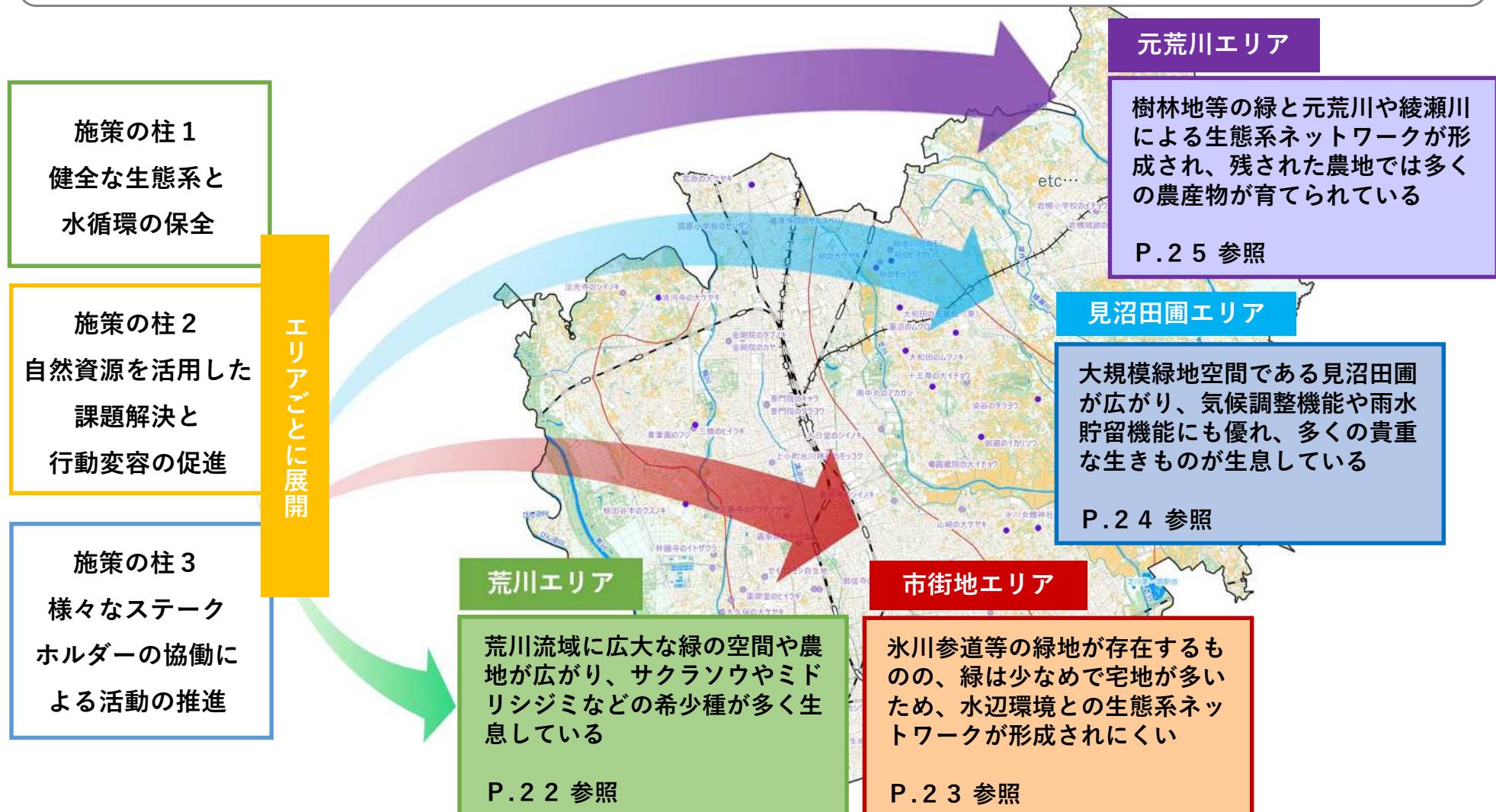
## 4. ポイント② エリア別計画の策定

21

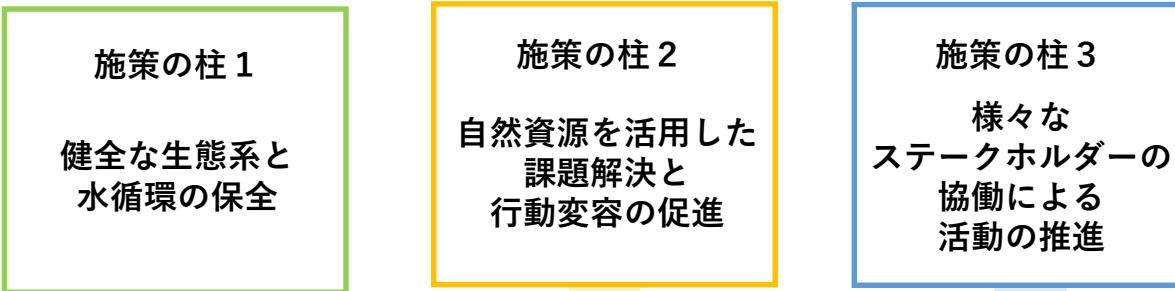
### エリアマネジメントの展開（地域の特色に応じた生態系管理）

本市は、中心に市街地、両端に荒川や見沼田圃を中心とした自然エリアが広がり、エリアごと地形や土地活用などに特色のある生態系が存在

⇒ 3本の「施策の柱」に基づく各施策を、次の4エリアごとに展開し、各エリアの施策の方向性に従ったマネジメントを展開



### 荒川エリア～荒川が支える水と緑と生物多様性～



#### 荒川エリアの特徴と課題

- ・広大な緑の空間を抱える荒川、桜並木の美しい鴨川やびん沼川が巡り、豊かな水に支えられる農地も広がっており、これらの河川と農地が一体となった環境を維持しすることが生物多様性の保全の観点からも重要である
- ・重要となる緑の拠点が残るが、これらの維持管理が課題
- ・営農環境の悪化等による農地や緑地の減少に伴う荒れ地・遊休農地の増加
- ・「さいたま市桜環境センター」が自然共生サイトに認定されるなど、啓蒙活動や保全活動などへ意識・行動を促す役割をより一層求められる
- ・ボランティアなど保全活動などに参加を促す必要がある



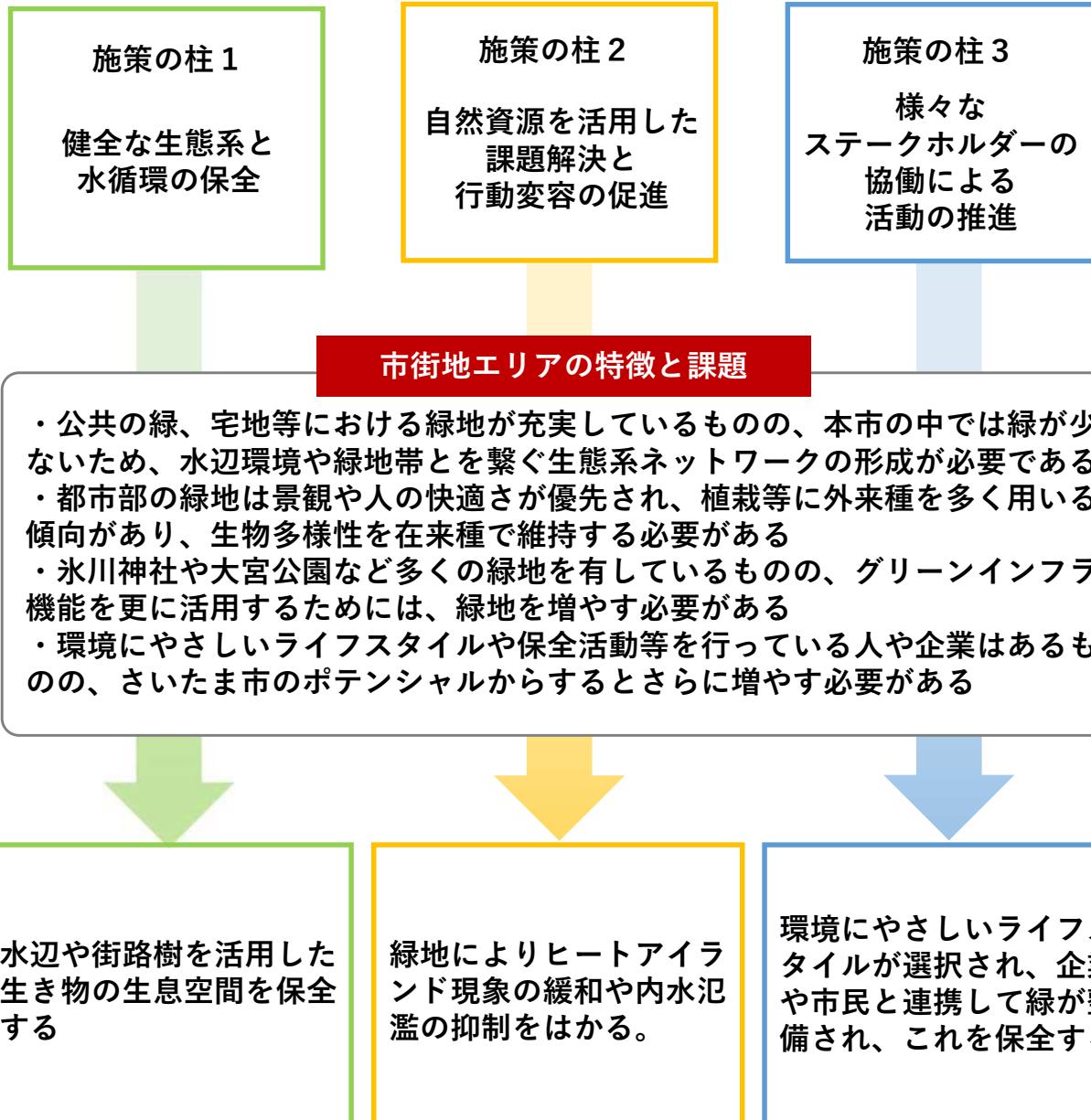
施策の  
方向性

農地と河川の連続性を維持し、湧水環境及び水源でもある荒川につながる健全な水循環を維持する

荒川が支える生物多様性や生態系ネットワークに触れ、市民が環境に触れあう場を創出し、水や生きものの恵みを実感した行動変容を促進する

市民や事業者との各種環境イベントを連携・協働して開催する

### 市街地エリア～都市環境の緑による生態系ネットワークの形成～



### 見沼田圃エリア～都市環境の緑による生態系ネットワークの形成～

#### 施策の柱1

健全な生態系と  
水循環の保全

#### 施策の柱2

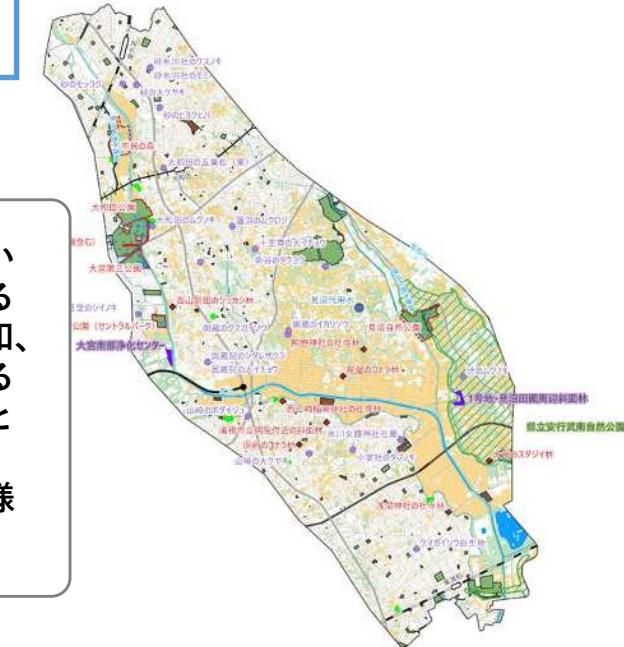
自然資源を活用した  
課題解決と  
行動変容の促進

#### 施策の柱3

様々な  
ステークホルダーの  
協働による  
活動の推進

#### 見沼田圃エリアの特徴と課題

- ・見沼田圃を中心とした緑のネットワークが住宅地の中に広がっており、さいたま市の顔となる緑の資源が集まるため、これらの環境を拡大する必要がある
- ・緑による気候調整機能が発揮されており、雨水貯留機能や、暑熱環境の緩和、がされているため、現在の斜面林や農耕地等の緑地を維持拡大する必要がある
- ・象徴的な自然が市の観光資源となり、地域への愛着の醸成、自然体験の場となっているが、知名度・愛着の定着度に今後も力をいれていく必要がある
- ・農耕地は広いものの、農薬の使用や冬期湛水する水田も多いため、生物多様性を考慮し環境に負荷を与えない環境保全型農業を増加させる必要がある



#### 施策の 方向性

見沼田圃等の生物多様性  
上、グリーンインフラ機  
能上重要な拠点を保全す  
る

象徴的な自然を維持し、  
市の観光資源とともに、住民の地域への愛  
着を醸成し、環境に配慮  
した事業活動や行動を促  
進する

環境保全型農業体験や遊  
休農地の有効活用を通じ  
て、身近な自然における  
自然体験・環境学習の機  
会を整備する

### 元荒川エリア～都市環境の緑による生態系ネットワークの形成～

